

1. 件名：高浜発電所 保安規定第 8 9 条を適用して実施する点検・保守について
2. 日時：令和元年 1 1 月 1 1 日 1 0 時 0 0 分～ 1 0 時 1 0 分
3. 場所：原子力規制庁 2 階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門  
武岡主任監視指導官、比企主任監視指導官、東原子力規制専門員

関西電力株式会社 東京支社 技術グループ担当者

#### 5. 要旨

- 関西電力株式会社から、高浜 4 号機において、保安規定第 8 9 条第 1 項を適用して点検・保守を実施する予定である旨、提出資料に基づき説明があった。

##### 【対象設備】

高浜 3、4 号機の「外部電原（「高浜線および青葉線」、「高浜連絡線」）のうち、予備変圧器（「高浜連絡線」）。

##### 【作業内容】

高エネルギーアーク損傷対策に伴い高浜連絡線に係る予備変圧器を停電させ、予備変圧器保護リレー盤の保護継電器単体動作及び動作時間測定並びに保護継電器動作に伴う予備変圧器しゃ断器解放動作確認及び時間測定を行う。

##### 【予定日時】

2 0 1 9 年 1 1 月 2 0 日 9 : 0 0 ~ 1 1 月 2 1 日 1 9 : 0 0

#### 6. その他

提出資料：計画的に運転上の制限を満足しない場合への移行を伴う作業等連絡票

以上